

日野市告示第70号

令和3年度労働報酬下限額について

日野市公契約条例（平成30年日野市条例第1号）第8条第1項の規定により、令和3年度における労働報酬下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和3年3月31日

日野市長 大坪 冬彦

単位：円（1時間当たり）

No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2, 6 2 5
2	普通作業員	2, 2 9 5
3	軽作業員	1, 6 5 8
4	造園工	2, 2 9 5
5	法面工	2, 8 8 0
6	とび工	2, 9 6 5
7	石工	2, 9 0 2
8	ブロック工	2, 6 8 9
9	電工	2, 7 3 2
10	鉄筋工	2, 9 3 3
11	鉄骨工	2, 7 3 2
12	塗装工	3, 1 0 3
13	溶接工	3, 3 2 7
14	運転手（特殊）	2, 6 1 4
15	運転手（一般）	2, 1 5 8
16	潜かん工	3, 2 3 0
17	潜かん世話役	3, 8 0 4
18	さく岩工	3, 2 8 4
19	トンネル特殊工	3, 1 2 4
20	トンネル作業員	2, 6 3 5

No.	職 種	労働報酬下限額
2 1	トンネル世話役	3, 5 7 0
2 2	橋りょう特殊工	3, 2 3 0
2 3	橋りょう塗装工	3, 3 1 5
2 4	橋りょう世話役	3, 7 8 3
2 5	土木一般世話役	2, 7 1 0
2 6	高級船員	3, 2 4 2
2 7	普通船員	2, 5 6 2
2 8	潜水土	4, 3 9 9
2 9	潜水連絡員	3, 1 0 3
3 0	潜水送気員	3, 0 2 9
3 1	山林砂防工	2, 8 5 9
3 2	軌道工	4, 9 6 3
3 3	型わく工	2, 7 9 5
3 4	大工	2, 7 2 0
3 5	左官	2, 9 4 4
3 6	配管工	2, 4 9 8
3 7	はつり工	2, 6 6 8
3 8	防水工	3, 1 7 8
3 9	板金工	3, 0 3 9
4 0	タイル工	2, 5 2 6
4 1	サッシ工	2, 7 3 2
4 2	屋根ふき工	1, 7 9 4
4 3	内装工	2, 9 7 5
4 4	ガラス工	2, 7 3 2
4 5	建具工	2, 6 8 6
4 6	ダクト工	2, 4 3 4
4 7	保温工	2, 4 1 3
4 8	建築ブロック工	2, 6 0 6
4 9	設備機械工	2, 4 4 4
5 0	交通誘導警備員 A	1, 6 5 8
5 1	交通誘導警備員 B	1, 4 7 8

【適用期間】 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで